

企画競争実施の公示

令和2年1月24日

近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

成宮 文彦

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 天ヶ瀬ダムゲート設備他点検整備業務
- (2) 業務内容 本業務は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所が管理する天ヶ瀬ダムゲート設備、係船設備及び網場設備の機能保持を目的として、設備全般の年点検、管理運転点検及び設備の健全性評価を行うものである。
- (3) 履行期限 令和3年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 本店、支店又は営業所が近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあること。
- (4) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 同種業務等の履行実績

平成22年度以降に元請として完了（完成）した、以下の要件を満たす点検整備業務又は工事（以下「同種業務等」という。）の履行実績を有すること。（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）

・ダム用ゲート設備（主放流ゲート又はクレストゲートに限る）の点検整備業務又は工事

なお、点検整備業務とは当該設備の機能維持のため、ダム用ゲート設備等点検・整備・更新マニュアル（案）（H30.3）又はゲート点検・整備要領（案）に基づく年点検を実施した業務とし、工事とは当該設備の新設又は修繕工事（扉体、開閉装置のいずれかを含むものに限る。）

ただし、点検整備業務については、令和元年度完了見込みのものでもよい。

(6) 配置予定管理技術者の資格・実務経験

1) 管理技術者の資格

機械工学、土木工学又は建築学に関する学科を卒業後、高校は5年以上、大学・短大・高専は3年以上の同種業務等の実務経験を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

イ. 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造又はコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者。

ロ. 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）の資格を有する者。

ハ. 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（種別は「躯体」に限る。）の資格を有する者。

ニ. 1級建築士の資格を有する者。

ホ. ダム用ゲート設備（主放流ゲート又はクレストゲートに限る。）の点検整備業務又は工事に関して合計10年以上の実務経験を有する者。

ヘ. 鋼構造物工事に関して10年以上の実務経験を有する者。

ト. 鋼構造物工事の監理技術者資格者証の交付を受けている者。

2) 同種業務等の経験

平成22年度以降に完了（完成）した同種業務等の経験を有する者であること。（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）

ただし、点検整備業務については、令和元年度完了見込みのものでもよい。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

3) 配置予定管理技術者については、直接的な雇用関係があること。

(7) 淀川ダム統合管理事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町10番1号

近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 総務課

電 話 072-856-3131

FAX 072-857-8996

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年1月24日から令和2年2月13日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年2月13日 12時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 本業務は、令和2年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は令和2年4月1日とする。

なお、本業務は、令和2年度予算が成立し、支出負担行為計画示達となされることを条件とした入札であり、当該業務にかかる令和2年度の予算が成立し、支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9) その他の詳細は説明書による。